

木津川市立木津南中学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 木津川市立木津南中学校PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(秘密保持義務)

第4条 個人情報の管理者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第5条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第6条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報誌等で会員に周知する。

(利用目的)

第7条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1)文書の送付
- (2)役員、会員名簿等の名簿の作成
- (3)本部役員、学級役員等の選挙活動
- (4)会報誌、ホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第8条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(第三者提供の制限)

第10条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1)法令に基づく場合
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 第三者(第10条第1号から第4号の場合及び学校、地方公共団体を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1)第三者の氏名
- (2)第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供を受ける対象者の氏名
- (4)提供を受ける情報の項目
- (5)対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする)

(情報の開示)

第12条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第13条 個人情報を漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第14条 本会は、役員・会員に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(改正)

第15条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、本部役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第6条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和2年7月7日より施行する。